

浦安市保育計画

保育園待機児童の解消に向けて

平成26年度～平成27年度

平成26年3月作成

平成26年7月改訂

浦安市こども部保育幼稚園課

1 計画策定の背景及び趣旨

本市は、海面の埋め立てにより市域が約4倍となり、住宅開発により人口が激増し、これまで保育園の待機児童対策として、平成14年度から平成18年度を計画期間とする「緊急保育5か年計画」で新設の保育園を7園（定員710人）整備し、さらに平成20年度から平成24年度の5か年を計画とする「浦安市保育計画」では、新設の保育園を3園（定員290人）整備し、既存保育園を1園（増員66人）増設しました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、市域の約8割が液状化の被害を被り、人口が減少し就学前児童数も減少したものの、社会・経済情勢の変化から、女性の社会進出の増加により、待機児童数は平成24年4月1日の38人が、平成25年4月1日には82人となりました。

今後もしばらくは保育需要は増えていくものと見込まれ、増大する保育需要に対応するため、本計画を策定するものです。

2 計画期間

本計画の期間は、平成27年4月より実施される子ども・子育て支援事業計画策定前後の平成26年度から平成27年度までの2年間とします。

これは、保育計画策定中の平成25年度末までに、子ども・子育て支援事業計画平成27～31年度（5年間）の内容が確定していないため、事業計画策定前の保育需要等を見込んだ計画となっています。

3 浦安市の保育需要の動向

(1) 就学前児童の推移と特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成22・23年に1.17と一時は上昇傾向にありましたが、その後低下し、平成24年には1.04と低く、本市は全国的にみても、出生率が低く、また千葉県の平均と比較しても下回った状態にあり、ここ数年の就学前の児童数(0～5歳)は、少子化の影響が如実に反映され、減少傾向に入ってきています。

就学前児童数の推移

(各年度4月1日現在 単位：人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
0歳	1,547	1,661	1,612	1,623	1,458
1歳	1,731	1,639	1,721	1,683	1,571
2歳	1,684	1,785	1,661	1,713	1,621
3歳	1,751	1,734	1,832	1,678	1,647
4歳	1,918	1,788	1,770	1,839	1,633
5歳	1,904	1,961	1,810	1,783	1,783
計	10,535	10,568	10,406	10,319	9,713
人口	160,031	162,944	164,040	165,128	162,679

合計特殊出生率

全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41
県	1.29	1.31	1.34	1.31	1.31
浦安市	1.14	1.13	1.17	1.17	1.04

※合計特殊出生率＝1人の女性が一生の間に産む平均的子どもの数で、具体的には15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

(2) 保育園の入園状況

全体の入園児童数については、保育園入園児童数の推移のとおり増加傾向にあります。

保育園入園児童数・定員の推移 (各年度4月1日現在 単位：人)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
0歳	199	221	216	189	199
1歳	297	313	343	357	355
2歳	349	369	400	414	417
3歳	381	402	438	451	452
4歳	402	415	405	436	448
5歳	410	419	413	411	441
計	2,038	2,139	2,215	2,258	2,312
定員	1,870	1,936	2,166	2,226	2,226

注1 入園児童数が定員を超えているのは、入所の円滑化によるものです。

*入所の円滑化とは、待機の状況等にある市町村においては、定員を超えて保育の実施を行うことができる制度です。

ただし、定員を超えて受入れる場合でも保育園の面積や職員数などが国の定める児童福祉法の最低基準を満たしている必要があります。

(3) 待機児童数の状況

待機児童の数は、施設整備をすることで、さらに保育需要は高くなり、平成23・24年度に新たに保育園を3園整備しても、待機児童の増加に歯止めがかからない状況です。

待機児童の内訳は、幼稚園の預かり保育が拡大されていることなどもあり、4・5歳児の待機児童数は過去3年なく、0歳から3歳までの待機児童が多く発生している状況です。

待機児童数の推移及び施設整備 (各年度4月1日現在)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
待機児童数	96人	82人	63人	38人	82人
施設整備	認証保育所 スタート	高洲保育園 増設	アスク舞 浜・愛和元町 保育園 保育ママ	たかし保育 園	

年齢別待機児童数の内訳 (各年度4月1日現在 単位：人)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
0歳	0	0	1	0	0
1歳	33	47	44	29	45
2歳	18	17	7	2	17
3歳	34	13	11	7	20
4歳	11	5	0	0	0
5歳	0	0	0	0	0
計	96	82	63	38	82

4 浦安市の保育の現状

(1) 近隣市における認可保育所整備率

(平成25年4月1日現在 単位：%)

市名	我孫子	流山	野田	浦安	市川	船橋	柏	習志野	松戸	鎌ヶ谷
整備率	31.5	27.8	25.9	24.7	23.9	23.1	22.0	20.3	20.3	15.4

整備率：認可保育所の定員数／就学前児童数

(2) 浦安市の保育施策

本市では、平成25年4月1日現在で、公立保育園12園、私立保育園6園で保育を実施しています。

また、認証保育所、家庭的保育事業（保育ママ）によって、保育サービスの提供を行っています。

浦安市施策別保育サービスの推移

(園数等：各年度4月1日現在 定員・入園児童数：平成25年4月1日現在)

種別	運営	園数等					定員 (人)	入園児童 数(人)
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
公立保育園	市直営	7	7	7	7	7	1,076	1,117
	指定管理	5	5	5	5	5	440	469
私立保育園	法人	3	3	5	6	6	710	726
認可計		15	15	17	18	18	2,226	2,312
認証保育所	法人	6	9	10	10	9	278	180
家庭的保育 (保育ママ)	個人			2	2	4	10	6
合計							2,514	2,498

(3) 特別保育事業の実施状況

浦安市では、通常保育のほか、就労形態の変化や、保育ニーズの多様化に対応するため、次のような特別保育事業を行っています。

(平成25年4月1日)

種別	園数	区分	実施園数
公立保育園	市直営 7園	延長保育	7園
		一時保育	2園
		産休明け保育	7園
	指定管理者 5園	延長保育	5園
		一時保育	2園
		産休明け保育	5園
私立保育園	法人 6園	延長保育	6園
		一時保育	3園
		産休明け保育	6園
医療法人	1園	病後児保育	1施設
私立保育園	1園		1施設

5 将来推計

(1) 就学前児童数の推計 (各年度4月1日見込み 単位：人)

	26年度	27年度
0歳児	1,404	1,384
1歳児	1,268	1,404
2歳児	1,375	1,260
3歳児	1,530	1,394
4歳児	1,565	1,548
5歳児	1,612	1,584
計	8,754	8,574

6 待機児童解消

(1) 目標

平成25年度に作成された浦安市の就学前人口推計及び平成27年度に導入される子ども・子育て支援制度を考慮し、保育園整備及び関連施策を展開していきます。

現況 (平成25年4月1日)	目標 (平成26～27年度)	内容 (平成26～27年度)
公立保育園 12園 私立保育園 6園 幼稚園預かり保育 6園 認証保育所 9か所 保育ママ 4人 定員 2,771人	公立保育園 12園 私立保育園 10園 認定こども園 1園 幼稚園預かり保育 8園 認証保育所 6か所 保育ママ 5人 定員 3,190人	地域別定員増 【元町】 137人 【中町】 61人 【新町】 221人 合計 419人増

(2) 保育園・認定こども園の整備

保育園・認定こども園の新設では、これまでの保育計画の考え方を踏襲し、最小のコストで最大の受入れを実現するため、民間事業者の積極的な活用を基本とします。

また、認可外保育施設の認可保育所への移行を、国が実施する「待機児童解消加速化プラン」の認可外児童保育施設運営支援事業を活用して、運営に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの供給を増やし、子どもを安心して育てることができる体制づくりを行います。

(3) 家庭的保育事業の拡大

平成23年度に実施した家庭的保育事業が3年目を迎え、保育環境の充実が図られてきたことにより、家庭的保育（保育ママ）の受入れ人数を拡大します。

(4) 小規模保育運営支援事業

待機児童の大半が満3歳未満の子どもであることを踏まえ、質が確保された保育を提供し、多様な保育ニーズにきめ細かく対応できるため、国が定める基準を満たした利用定員6人以上19人未満の小規模保育施設等に対し、運営費・施設賃借料・施設改修費等の補助を行います。

(5) 保育士の確保

待機児童解消加速化プランに基づく保育士の人材確保対策の一環として、国が実施する保育士等処遇改善臨時特例事業を利用し、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行い保育士の確保を進めます。

7 多様な保育サービス等の充実

本市は、住宅開発により若い世代の転入が進む中、子育て家庭の90%以上が核家族という状況にあり、母子の孤立や育児負担感の増大が懸念されています。

母親が抱える子育てによるストレスや育児不安等を解消していくため、一時保育やファミリーサポート事業、利用者支援事業などの各種施策を充実させていきます。

(1) 一時保育

本市では、保護者がパートなどで週1日～3日の範囲で働く、あるいは病気やケガなどで入院・通院する場合や保護者のリフレッシュなどのために、保育園に入園していない子どもを一時的に預かる一時保育事業を7か所の保育園で実施しています。また、理由を問わず利用できる一時預かり事業をNPO法人が運営する2か所の施設で実施していますが、利用希望者が年々増加していて、すべての要望には応じきれない状況が生じています。

そこで、平成26年度より、一部の公立幼稚園等で一時保育を実施し、平成27年度には、新設の保育園・認定こども園で実施します。

(2) 延長保育

本市では、多様な就業形態に対応するため、全ての保育園で1時間から4時間の延長保育を実施していますが、今後も、新設の保育園・認定こども園で延長保育を実施していきます。

(3) 産休明け保育

本市では、生後57日目から預かる産休明け保育を全ての保育園で実施していますが、今後も、新設の保育園・認定こども園で産休明け保育を実施していきます。

(4) 休日保育

本市では、通常保育園に子どもを預けている保護者が、日曜や休日に就労等する場合に預かる休日保育を私立保育園2園で実施しています。

今後も、保護者の利用状況等を見極め、休日保育の充実を検討していきます。

(5) 病後児保育

本市では、保育園などに通っている子どもが病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、一時的に預かる病後児保育を2か所で行っています。

今後も、保護者の利用状況等を見極め、病後児保育施設の充実を検討していきます。

(6) 地域子ども・子育て支援事業

①地域子育て支援センター

本市では、子育て家庭に対する育児支援を図るため、地域子育て支援センターを9か所設置しています。

今後も、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報の提供を行っていきます。

す。

②つどいの広場・子育てすこやか広場

つどいの広場では、0～3歳の乳幼児とその親子が気軽に集い、交流できる場所を確保し、子育てに関する相談や関連情報の提供などを実施します。

また、公立幼稚園でも未就学の乳幼児と親子の触れ合いの場として、公立幼稚園を開放し、遊びの場を提供します。

(7) ファミリーサポート事業

本市では、仕事と家庭の両立支援と、地域の子育て力を高めるため、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。育児の手助けをしてほしい人（おねがい会員）と子育てのお手伝いをしたい人（まかせて会員）、両方できる人（どっちも会員）を会員として組織化し、相互援助活動により育児を支援しており、今後も実施していきます。

(8) こどもショートステイ事業

本市では、疾病その他の理由により、家庭において療育を受けることが一時的に困難となった児童や母について、市が指定した児童養護施設において養育していますが、今後も実施していきます。

(9) 利用者支援事業(子育て相談)

本市では、子育てに関する市民のための相談総合窓口を、子育て支援センター内相談室と第3庁舎総合窓口の2か所に設置しており、子育てに悩む方のための相談や情報提供をしています。今後は、健康センター内に相談室を一か所増設し、母子保健と連携しながら、子育てケアプランを作成することでより適切な支援につなげていきます。

(10) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育支援が特に必要と認められる児童や保護者、出産後の養育について出産前から支援が必要な妊婦等に対し、養育が適切に行われるよう、こども家庭支援センターのケースワーカー・家庭相談員等が健康増進課保健師等と連携し、居宅に訪問し、相談、指導、助言等の必要な支援を行っていきます。

(11) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の充実

児童虐待をはじめとする要保護児童等や妊娠期から支援が必要な妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会の活用・充実に努め、関係機関・関係団体等との連携を進めます。

また、子ども虐待防止オレンジリボンキャンペーンの実施など児童虐待防止の啓発や促進を図って行きます。

(12) 乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ることを目的とし、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問しています。

訪問時には様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげています。